

社会福祉法人の課題と地域における 公益的な取組の位置づけについて

The issues of Social Welfare Corporation having and position of Public Support
in Communities by Social Welfare Corporation.

前 田 佳 宏

【要 旨】

本研究では社会福祉法人が抱える課題について先行研究から整理した上で、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の位置づけや課題を明らかにする。

結果として「主体性の問題」「財源の問題」「社会福祉法人への期待の大きさ」などの課題が明らかになった。

加えて、地域における公益的な取組の課題として、「主体性を奪う構造」「公的責任の回避」「課税や責務化によるさらなる強制」などの課題が示唆された。

【キーワード】

社会福祉法人 地域における公益的な取組

【Abstract】

This purpose of this study is to clarify the issues of position and the issue of Public Support in Communities by Social Welfare Corporation by reviewing about issue of Social Welfare Corporation having.

As a result clarified three issues (the issue of independence and funding and unreasonable expectations).

This study inspired three issues of Public Support in Communities by Social Welfare Corporation (the configuration wresting of independence and shift off of public responsibility and imposition increasingly intense by imposition of taxes and being assigned duty)

[keyword]

Public Support in Communities by Social Welfare Corporation,
Social Welfare Corporation

はじめに（背景）

社会福祉法人は社会福祉事業を担う非営利法人として、わが国の社会福祉実践の中心を担ってきた。社会福祉事業法の制定により、1951年より法的に位置づけられ、現在の社会福祉法においても位置づけられている。措置委託等の形態で社会福祉関連の制度事業を受託し、政策実行の供給主体として機能してきた側面も大きい。

全国に約20,000¹⁾の社会福祉法人が存在しており、その存在は大きい。近年は営利法人や、同じ非営利法人においてもNPO法人が福祉分野に多く出てきたことなどの背景もあり、社会福祉法人の固有性がより問われている。また社会福祉法人は税制優遇を受けていることなどもあり、多様な批判にさらされ、その存在意義と役割が問われている。

『「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」報告書』²⁾においても社会福祉法人の剰余金の内部留保や財務諸表の公表の不十分さ、他の法人とのイコールフットリング、また税制優遇にふさわしい地域への貢献の乏しさ等が指摘されている。これらの指摘を受け、平成28年3月31日に「社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、社会福祉法人制度改革の柱として、①経営組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化（適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資）、④地域における公益的な取組を実施する責務、⑤行政の関与のあり方が提示された。³⁾

改革の柱の一つである「地域における公益的な取組を実施する責務」は、社会福祉法人に地域における公益的な取組の実施を求めるものである。この責務の背景は公益法人としての社会福祉法人が本来実施すべきと指摘がありながらも、その実施の少なさ等が改革の要因となったと推察される。また地域において多様なニーズがある中で社会福祉法人に既存の福祉制度では解決できないニーズの解決を期待したことなどが考えられる。

しかし、社会福祉法人が地域における公益的な取組を実施することで、公益法人として、社会福祉法人の他の法人とのイコールフットリングや税制優遇にふさわしい地域への貢献の必要性といった指摘へ応えることを意味するのか、既存の制度等では解決できない多様な福祉ニーズの解決に貢献するという期待に応えられるのか、という疑問が生まれる。

そこで本研究では社会福祉法人が抱える課題について先行研究から整理した上で、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」⁴⁾とは何か、その背景と課題を整理する。

1 社会福祉法人が抱える課題（先行研究）

まず、社会福祉法人が抱える課題について先行研究を概観することから検討する。課題となっているものを抽出し、整理を試みる。

（1）主体性の問題

社会福祉法人の主体性の問題である。社会福祉法人は民間法人であるが、秋山（1981:48）は社会福祉法人の公共性について、1つ目は、理事者や施設長による「私有制の排除」を意味するもの、2つ目は「行政の過度の監督強化に対するチェック」を意味するとし、古川（2002:10）も、公的社会福祉事業と社会福祉法人を中心とする民間社会福祉事業とは本来独立した領野を構成するものであったとし、社会福祉法人はその許可に関する権限と措置委託制度によって福祉行政に絡めとられてしまったと指摘する。実際に行政からの監督や受託事業等の規制もあり、社会福祉法人の主体性が低くなっていることが指摘されている。

また『社会福祉法人の在り方について』（以下、在り方検討会報告書）においても「制度や市場原理では満たされないニーズに取り組んでいくことよりも、法令や行政指導に適合することに重きを置いた事業運営がなされてきたといえる」との指摘がある（2014:17）。

以上、社会福祉法人への行政関与はこれまで多くあり、措置委託の担い手として、法令に忠実な運営をすることで、社会福祉法人は主体性が持ちづらい環境にあったことが推察される。

（2）財源の問題

社会福祉法人の財源についての問題である。公的な財源の割合の多さ、会計基準などさまざまな問題が見られる。

社会福祉法人の財源はどうなっているのか、福祉医療機構が公表している情報⁴⁾によると「1-5. 事業区分別法人数①（社会福祉事業、公益事業、収益事業別）」という項目において、社会福祉事業のみ実施している法人が77.2%、社会福祉事業＋公益事業実施16.3%でほとんどの法人で収益事業が行われていない。よって、社会福祉事業の措置費や委託料、利用料で運営されていることが推察される。社会福祉法人は第一種社会福祉事業の中心を担っており、その多くが施設入所の支援形態であることから、建物の維持管理にかかる費用も想定されるなど、厳しい財政状況に置かれていることも推察される。

藤本（2002:43）も「公益法人における剰余金には、企業会計と比べて重要な差異がある」とし、「金財産の運用収入や法人社員からの会費を原資として公益を目的とした無償サービスの提供が目的」とし、本来「剰余金は発生しない」予定であると指摘する。一方で会計基準について、高田（2005:106）

は「社会福祉法人会計基準」に基づく会計は利用者の意思決定に有用な情報を提供する意味では大きな意義を持つようになった一方で、非営利組織体としての特徴を十分に反映していないと指摘する。

しかし、在り方検討会報告書では、「社会福祉法人は、制度や補助金、税制優遇に守られて高い利益率を有しており、これを社会福祉事業等への積極投資や地域還元することなく、内部留保として無為に積み上げているとの批判がある」との指摘がある。

以上、社会福祉法人の多くが公的な財源で社会福祉事業を運営しており、厳しい財政状況におかれている場合も考えられるが、活動内容の公共性の高さを反映していない会計基準や剰余金があるためか内部留保を積み上げているという批判を受けている。

(3) 社会福祉法人への期待の大きさ

社会福祉法人への期待としては多くの役割が示唆されている。黒田（2003:69-71）は、ドイツの介護保険制度とわが国の同制度と比較した上で、社会福祉法人のミッションとして、あらたな公共の創出、利用者の尊厳を守るための制度が定着のための率先的な実施、制度の枠を超えた住民ニーズへの対応を挙げている。また田邊（2007:100）は社会福祉法人の歩むべき方向性として「人権保障を中軸とする介護保障を担うことをおいて、他にない。それ故、民間企業が介護保険利用者を『消費者』と捉えるのに対して社会福祉法人は利用者を『社会福祉権利主体』として捉えることが必要となる」としている。さらに田中（2006:83）は社会福祉法人の守備範囲は、低所得者に対するサービスはもちろん、人材の育成、自主的な社会福祉事業の展開が課題であろうと指摘、加えて、黒田（2003:69）は「公益活動を自発的に展開することが社会福祉法人の使命であり、与えられた仕事、制度的に定められた仕事をするだけでなく、公益性のある仕事を自ら開拓して発展させるところに、社会福祉法人の使命があることを確認すべき」と指摘する。

これらの指摘からは社会福祉法人は従来の制度の枠を超えて社会福祉の権利主体として権利保障をしながら制度の枠に捉われない、幅広い活動を住民と共に展開することや人材の育成など、さまざまな期待を背負っていることが見える。つまり制度に位置づけられた社会福祉事業を担いながら、さらに地域においてさまざまなニーズに対応する期待を背負っていることが窺える。

さらに、在り方検討会報告書（2014:15）において「生活困窮者等への対応を実践している社会福祉法人が一部にとどまり、社会福祉法人が株式会社等の他の経営主体と異なる役割を果たしていることが地域住民に伝えられていないという指摘もあった」や、地域の多様なニーズを汲み上げ、サービス提供を行うなど、信頼を確保していく仕組みの強化が求められる中で「社会福祉法人には、地域の意見を反映する仕組みが十分とはなっていない部分がある」などの指摘がある。多様な役割が期待されている一方で、その期待に対応していないことが指摘されている。

以上、公共性の高い多様な期待とその大きさに対して、実態が不十分であるといった批判がある。

社会福祉法人に関する先行研究からは、民間非営利法人としての主体性の問題、社会福祉法人の財源、社会福祉法人への期待の大きさといった課題が見えた。社会福祉法人は多くの規制がある制度事業を運営することや、規制の中で主体性を持ちにくい環境に置かれ、公的な財源が中心であり、厳しい財政状況の中、過度な期待に応えられないことで、さまざまな批判をされている状況にあることが示唆された。

さて、これらの状況の中で、平成28年に社会福祉法人制度改革の一つとして、地域における公益的な取組が提示された。地域公益活動とは何か、その背景と課題について考察する。

2 地域における公益的な取組の位置づけ

(1) 地域における公益的な取組とは何か

『社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について』⁴⁾という通知において、『「地域における公益的な取組」の実施に係る責務の趣旨』において以下のように説明されている。

「法人の経営組織や財務規律に関して必要な規制が行われる一方で、法人として税制上の優遇措置を受けているほか、社会福祉事業等の事業費として支払われる介護報酬や措置費、委託費等については、税や保険料等の公費によって賄われている。こうした法人の公益的性格に鑑みると、自らが行う事業の利用者（以下「利用者」という。）の福祉ニーズを的確に把握し、これに対応することのみならず、少子高齢化、人口減少社会等の社会情勢の変化を踏まえつつ、既存の社会保障制度や社会福祉制度では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し、地域の関係機関との連携や役割分担を図りながら、新たな地域ニーズに対して積極的に対応していくことが求められている」とされている。

この文面からは背景に税制優遇に応えるということ、それは既存の社会保障制度や社会福祉制度では対応が困難な地域ニーズに積極的に対応していくことである、といったような意図が見える。

(2) 地域における公益的な取組の実施における課題

関川（2016）は、兵庫県老人福祉事業協会が平成24年度に高齢者施設等を対象に実施した「地域包括ケア時代における老人福祉事業所の地域貢献事業の取り組みについて」⁵⁾という調査を概観した上で、「現在は業所ごとに地域貢献が展開されており、職員配置や財源確保にも制約があり、本来問われている制度外のニーズに十分対応できていない」と指摘している。また卯尾（2016:27）は、イコールフットィングや内部留保の問題について指摘し、待遇改善を含めた労働環境の見直しが喫緊の課題と述べ、財源の制約や職員配置の制約、職員の処遇といった優先的な課題をクリアしなければ有効な地域公益活動の実現は困難であることが示唆されている。一方で、松端（2016:21）は、「時

代ニーズに即して、地域福祉を推進していく役割を積極的に担うことは、社会福祉法改正の如何にかかわらず、社会福祉法人に求められる使命である」とし、社会福祉法人の実施する事業の中で、対象者を支援していく中で明らかになる問題について直接その法人が担えない場合には社会福祉法人間のネットワークが必要とされるとしている（松端 2016:28）。

以上のように社会福祉法人では地域公益活動が求められる中で、職員配置や財源などの実際に実施するには困難な事情があることが指摘されている。

(3) 先駆的とされている活動

社会福祉法人の地域公益活動が責務化される前から先駆的に活動している例から、期待されている具体的な内容について概観する。

大阪府社会福祉協議会（以下、社協）は2004年から「生活困窮者レスキュー事業」を実施。府内の社会福祉法人より拠出をし、各施設の職員をコミュニティーソーシャルワーカーとして養成することで各地域における制度の狭間と呼ばれる問題に対応している。この大阪府の活動を概観すると、要援護状態の人に対し、既存制度の適用可能性を検討し、経済的援助の必要性を検討している。他の都道府県においても取り組みが開始され、2013年は「かながわライフサポート事業」が、2014年には「彩の国あんしんセーフティネット事業」が立ち上がり、大阪府社協の活動をモデルとした形で活動が実施されている。さらに2014年には「滋賀の縁創造実践センター事業」が開始され、ここでは社会福祉法人を含むさまざまな団体で組織され、各地域での相談だけでなく、さまざまな法人の公益的な取組を支援するということも含め、幅広い活動が行われている。

市町村レベルでは福岡県社会福祉法人経営者協議会のモデル事業として糟屋郡・糸島市などで活動が開始され、その後、全域で地域公益活動が実践されている。その内容は、福岡県社会福祉法人経営者協議会が各法人の職員を事業のサポーターとして養成し、各地域における社会福祉法人の組織化の促進を図っている。

これらの活動は地域公益活動が責務化される前から実施している例もある。これらの先駆的な実践の内容は既存制度では支援が難しい、または制度利用までに時間がかかるなど、既存制度で対応が難しい問題への対応が多くあり、これらの活動からは、地域公益活動は制度で対応できない問題への対応がなされていることが推察される。

以上のように、税制優遇に対して公的制度の補完を期待されているような通知の内容であった。しかし社会福祉法人の実践においては職員配置や財源といった実施の困難な状況もある。また複数の社会福祉法人が協働する中で実施するなどの先駆的な事例が見られたが、これらの活動の多くは責務化される前から社会福祉法人が主体的に行っているものである。責務化のために行政側がその事例を汎用させるよう動けば、社会福祉法人の主体性をさらに奪い、本来制度で対応することが望

ましい内容であっても公的責任を回避し、社会福祉法人は制度の補完として活用され続けることになるのではないか。

3 考察

(1) 主体性を奪う構造

地域公益活動では、主体的な制度にとらわれない活動ということが期待されているが、これまで、社会福祉法人は主体性をもちにくい環境に置かれていたと考える。先行研究においても行政の監督や法規制などが指摘されていた。今回の在り方検討会報告書においても、「在り方検討会の意見」として、地域公益活動の実施促進は「資金使途の弾力化」や「事業ごとの法令上の制約の見直し」の必要性が指摘されている。つまり、これまでの法制度では資金使途の制限や法令上の制約があり、法人が主体性を持って、地域のニーズに対応することが困難な環境にあったことが窺える。さらに活動についても「(地域における公益的な活動をしない法人への対応)」として、「特別の事情なく、一定期間地域における公益的な活動を実施しない法人については行政指導の対象とするなど、実施する法人との区別を検討すべきであり、そのための指導手順を明確化する必要がある」としている。結果として、行政側は取り組まない法人には法規制をかけることが推察される。つまり何をするかは裁量を持たせているが、行政が認めない活動内容であれば規制する、という環境に置かれることになり、この環境では主体性を取り戻すことは困難と考える。

(2) 公的責任の回避

在り方検討会報告書では、「既存の社会保障制度や社会福祉制度では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し、地域の関係機関との連携や役割分担を図りながら、新たな地域ニーズに対して積極的に対応していくこと」が求められている。

それは、結果として社会保障制度を代替することになるのか、という問題がある。以下の通知を見てみると地域公益活動の例示として以下のものが挙げられている。

- ・生計困難者等に対する利用者負担軽減
- ・特別養護老人ホーム等の入所施設による在宅の中重度の要介護者等の生活支援
- ・地域内の連携による福祉人材の育成
- ・複数法人の連携による災害時要援護者への支援
- ・地域における成年後見人等の受託
- ・生活困窮者に対する相談支援、一時的な居住等の支援の実施、就労訓練事業

(いわゆる中間的就労)や社会参加活動の実施

- ・低所得高齢者等の居住の確保に関する支援
- ・貧困の連鎖を防止するための生活保護世帯等の子どもへの教育支援
- ・ひきこもりの者、孤立した高齢者、虐待を受けている者等の居場所づくりや見守りの実施
- ・刑務所出所者への福祉的支援

これらもまた公的な役割の代替と見受けられる内容も多い。例えば、生活困窮者に対する相談支援、一時的な居住等の支援、子どもへの教育支援は生活困窮者自立支援制度等による役割としても期待されているものであり、これらを地域公益活動で対応する例示として挙げるのは制度の代替と考えられる。また行政施策の実施の促進になるように組み込まれている内容として就労訓練事業の実施もある。この事業も就労支援のために社会福祉法人が協力するものであり、制度の補完につながるものである。

さらに地域公益活動の財源については、自主的に集めることが期待されているように見える内容が記載されている。

在り方検討会の意見では「独自財源の確保の推進」とされ、「社会福祉法人が、住民から寄附を受けるに足る信頼性の確保と、住民にとって寄附の効果が見える取組を実施することを前提に、積極的に寄附を募っていくことを推奨するべきである」という記載があり、財源は厳しい環境に置かれている社会福祉法人もある中で、寄附を集めてでも実施すべきという内容になっている。

つまり、社会保障制度や社会福祉制度で対応ができない問題に対して寄附を集めて代替する、ということも起きうる内容であり、公的責任の回避につながりかねない危険性を孕んでいる。

(3) 課税や責務化によるさらなる強制

主体性を発揮できない規制された環境に置かれ、さらに地域公益活動という行政側が認める内容の活動を責務化されるという環境に置かれている。これに対し、対抗できにくい環境が課税されることへの防衛である。

在り方検討会報告書において、「2013（平成25）年8月にとりまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書においては、社会福祉法人制度について、「非課税とされているにふさわしい国家や地域への貢献が必要との見解が示され、社会福祉法人の規模拡大や更なる地域への貢献が求められている」などの指摘がある。つまり、現状の税制優遇を続けるのであれば行政側が認める活動を行うことが暗に求められていると考えられる。

つまり、税制優遇を堅守するために、制度で対応できないニーズを、たとえそれが公的責任の回避であれ、財源が厳しい状況であっても、地域公益活動で対応しなければならないという環境に置かれている。

以上、地域公益活動の位置は、主体性を持ちにくい規制の中で、課税の危機にさらされながら、制度の補完・代替を期待されていることが示唆された。

4 結論

本研究では社会福祉法人が抱える課題を整理した上で、責務化された地域公益活動について検討してきた。問題点を示す。

まず、主体性を奪う構造である。社会福祉法人は措置事業や法規制の中で、主体性を奪われてきた。また規制のもとに置かれ、社会福祉事業を苦しい採算の中で、公的な財源で活動に取り組んでいる。有用な公私関係の在り方として主体性を持ってない環境にあることは課題であると考えられる。

次に公益性を利用される構造である。高い法人格であることから、また多元化の流れの中で目的が違う営利法人と同じ事業を行っている中で差別化の観点もあり、活動に対する周囲からの期待の幅が広く、また大きい。さらに今回の社会福祉法人制度改革においては、これらの地域公益活動を責務化し、その要件を提示している。責務化された地域公益活動の内容は、社会保障制度や社会福祉制度の代替や補完を担うことが期待されていることが窺えた。加えて、その財源も集めることまでが期待されている。

最後に、最も問題なのは、社会福祉法人が課税を回避するために、制度の部分的な代替を強いられる、という矛盾を抱えることに、対抗できない構造である。このような状況においては、地域公益活動に対して、課税対策や責務化という、外部からの圧力で取り組むものとなるであろう。またこの状況を受け止めるほかない状況が継続してしまう。

社会福祉法人の主体性の回復には、制度事業、地域公益活動に関わらず、法人の理念に添った実践を行うことが、本来の姿であると考えられる。そう考えるならば、今回の制度改革によってさらにその機会を奪われていくのかもしれない。

今後は社会福祉法人の地域公益活動の実態から、社会福祉法人が主体的に活動するための環境とは何かについて実践から研究を深める。

注

- 1) 『社会福祉法人の現況報告書等の集約結果（2020年度版）』（https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/zaihyou/zaihyoupub/aggregate_results_2020.html）
- 2) 厚生労働省社会・援護局基盤課（2014）『社会福祉法人制度の在り方について（報告書）』（<http://>

www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000050216.html/2016/7)

- 3) 厚生労働省社会援護局長通知 (2016)「社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について (通知)」社援発0331第40号.
(<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T160405Q0070.pdf/2017/5>)
- 4) 厚生労働省社会援護局福祉基盤課長 (2016)「社会福祉法人の『地域における公益的な取組』について」社援基発0601第1号. (<http://www.roushikyo.or.jp/contents/administration/koroshou/hourei/detail/87/2017/5>)
- 5) 兵庫県老人福祉事業協会 (2012)『地域包括ケア時代における老人福祉事業所の地域貢献事業の取り組み』(<http://www.hyogo-kenroukyo.jp/upfiles/1374478961houkokusho.pdf/2016/7>)

引用文献・参考文献

- ・秋山智久 (1981)「社会福祉法人の理念・現状・課題」『社会福祉研究』28, 46-52.
- ・蟻塚昌克 (2002)「社会福祉事業概念の再検討」『埼玉県立大学紀要』4, 117-123.
- ・永和良之助 (2008)「介護保険下における社会福祉法人の経営変化」『社会福祉学部論集』4, 19-36.
- ・藤本孝一郎 (2002)「社会福祉法人における純資産の検討」『城西大学女子短期大学部紀要』19(1), 40-44.
- ・後藤康文・野田秀孝 (2015)「基礎自治体による地域福祉政策に関する考察—社会福祉法人制度改革を契機とした新展開を考える—」『人間発達科学部紀要』10(1), 65-78.
- ・橋本正明 (2016)「これからの社会福祉法人に求められる姿を模索する：社会福祉事業法制定65年の歩みから受け継ぐもの」『社会福祉研究』126, 2-9.
- ・平田紗織 (2014)「社会福祉法人における監査制度の一考察—介護福祉事業の監事監査および指導監査を中心に—」『研究年報』18, 41-53.
- ・岩満賢次 (2016)「英国介護パーソナライゼーション政策の財政と公私関係—対象者別の財政配分の比較から—」『障害者教育・福祉学研究』12, 29-36.
- ・伊奈川秀和 (2001)「社会福祉法人法制についての一考察」『法政研究』68(1), 25-47.
- ・石田慎二 (2003)「保育サービスにおける社会福祉法人の検討課題」『研究紀要』10, 1-6.
- ・石田慎二 (2001)「社会福祉における公私関係の課題と展望：1990年代の社会福祉改革を中心に」『研究紀要』9, 25-31.
- ・金谷信子 (2003)「訪問介護市場はイコルフッティングか？—格差の存在とその影響—」『ノンプロフィット・レビュー』3(1), 1-23.
- ・北場勉 (1999)「社会福祉法人制度の成立とその今日的意義—新しい福祉分野の出現とその担い

- 手について」『季刊社会保障研究』35(3), 236-250.
- ・北場勉 (2002)「社会福祉法人の沿革と今後の展望—他の公益・共益法人とのあり方の関連で—」『社会福祉研究』85, 35-42.
 - ・黒木淳 (2014)「社会福祉法人における内部留保の実態分析—法人の規模と事業領域の観点から—」『経榮研究』165-178.
 - ・黒田研二 (2003)「ドイツ介護保険制度と社会福祉法人のミッションについて」『社会問題研究』52(2), 53-72.
 - ・前鼻英蔵 (2003)「社会福祉法人のガバナンス—理事会の機能と役割」『産研論集』28, 65-75.
 - ・前田佳宏 (2018)「社会福祉法人の公益的な取組における協議体の機能について—大牟田市の取り組みを事例に—」『地域福祉実践研究』9, 23-28.
 - ・前田佳宏 (2018)「自立相談支援機関と社会福祉法人の連携による社会資源の開発について—市町村レベルの社会福祉法人協議体における活動を事例に—」『コミュニティソーシャルワーク』21, 41-46.
 - ・前田佳宏 (2020)「社会福祉法人の地域における公益的な取組の活用について—自立相談支援機関との連携事例の分析から—」『地域福祉実践研究』11, 28-35.
 - ・村田文世 (2007)「事業委託における民間非営利組織の自律性問題」『社会福祉』48, 165-181.
 - ・村田文世 (2012)「社会福祉における公私協働とNPOの社会的機能」『社会福祉学』53(2), 69-81.
 - ・増田雅暢 (1998)「今日の福祉状況と社会福祉法人の意義—公益法人としての歴史性を踏まえて—」『社会福祉研究』72, 28-36.
 - ・松端克文 (2016)「社会福祉法人改革と地域福祉—『地域における公益的な取組』を中心として—」『日本の地域福祉』29, 21-29.
 - ・南友二郎 (2016)「社会福祉法人による『地域における公益的な活動』に向けた協働の成立要因：滋賀の縁（えにし）創造実践センターへの質的調査から」『地域福祉研究』44, 100-110.
 - ・森田慎二郎 (2004)「社会福祉法人の位置づけと福祉の公私関係の変容について—社会福祉法の設立過程からの一考察—」『社会学研究』3, 207-221.
 - ・中西典子 (2010)「英国における官民／公私関係の再構築とパートナーシップ政策の課題—ロンドン東部タワー・ハムレッツ区の事例をもとに—」『立命館産業社会論集』46(1), 19-46.
 - ・永田祐 (2006)「ブレア政権のボランティアセクター政策—『格下のパートナー』から『対等なパートナー』へ?—」『医療福祉研究』2, 42-51.
 - ・大阪府社会福祉協議会 (2013)『社会福祉法人だからできた誰も制度の谷間に落とさない福祉：—経済的援助と総合生活相談で行う社会貢献事業—』ミネルヴァ書房.
 - ・芝田英昭 (2014)「社会福祉法人制度の意義や役割の変遷と今求められる機能」『立教大学コミュニティ福祉研究科紀要』2, 81-93.

- ・ 関川芳孝 (2015) 「解説—社会福祉法改正が求めるもの」『月刊福祉』 98(14), 12-15.
- ・ 関川芳孝 (2016) 「社会福祉法人による地域公益的な取組について—大阪の社会貢献事業を中心として—」『日本地域福祉学会第30回記念大会』 配布資料.
- ・ 田島誠一 (2015) 「社会福祉法人に求められていること」『月刊福祉』 98(14), 26-31.
- ・ 高田京子 (2005) 「社会福祉法人会計における損益計算の意義」『人間福祉研究』 8, 93-107.
- ・ 高橋紘士 (1994) 「福祉サービスの多元化と福祉供給組織の将来—社会福祉法人のあり方を考える視点」『社会福祉研究』 60, 164-169.
- ・ 田邊隆聖 (2007a) 「社会福祉法人の課題と展望：特別養護老人ホームの運営を中心に」『人間社会環境研究』 13, 91-103.
- ・ 田邊隆聖 (2007b) 「社会福祉法人の課題と展望Ⅱ—特別養護老人ホームと保育所の運営をめぐる比較分析を中心に—」『人間社会環境研究』 14, 55-67.
- ・ 竹川俊夫 (2006) 「地域福祉の推進と公私協働の課題：社会福祉協議会と行政との公私関係における構造的問題の検証」『評論・社会科学』 79, 17-84.
- ・ 田中孝明 (2006) 「社会福祉法人制度改革における基本的論点と今後の課題—法人創設をめぐる議論を素材として—」『久留米大学文学部紀要社会福祉学科編』 6, 77-84.
- ・ 田中孝明 (2007) 「規制改革の動向と社会福祉法人の経営改革」『久留米大学文学部紀要社会福祉学科編』 7, 57-69.
- ・ 梅澤嘉一郎 (2003) 「社会福祉法人会計の企業会計への調和の動向と利用者サービスへの影響」『川村学園女子大学研究紀要』 14(2), 111-132.
- ・ 卯尾章 (2016) 「社会福祉法人制度改革についての視座」『社会福祉士』 23, 20-28.
- ・ 浦野正男 (2016) 「社会福祉法人制度改革と社会福祉法人の自己改革」『日本地域福祉学会第30回記念大会』 セッションⅢ 「社会福祉法人と社会改革」 配布資料.